

## 過半数代表者選挙において…

**管理者等が特定の候補者への  
「投票を促す」「非難する」  
ことはあってはいけません！**



**言われている人、又は言っている管理者等を見たことはありませんか！？**

各職場で過半数代表者選挙が展開され始めました。過半数代表者は“労働者の過半数を代表する者”であり、**労使協定や就業規則の作成又は変更に関して、労働者を代表して意見聴取する者**です。

これまで、管理者等から**「過半数代表選挙において組合の候補者には投票しないように」**と話されたという事象がありました。選挙である以上、業務中、懇親会の場などを問わず、そのような事実があれば**公平公正な選挙から逸脱している**と言わざるを得ず、法令の趣旨からも絶対に許されることではありません。

それだけではなく、特定の組合を批判するものであれば、**不当労働行為に抵触する可能性**もあります。

**不適切事象は許しません！**

